



# りそな銀行アジアニュース

平成 24 年 1 月 31 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所/香港・中国】

## 「中国・香港間の経済貿易緊密化協定」(CEPA)補充協定Ⅷについて

香港政庁と中国商務部は 2011 年 12 月 13 日、経済貿易緊密化協定(CEPA)第 8 次補充協定に調印しました。本件は銀行分野や医療分野などの 32 項目の政策からなり、これにより香港のサービス業が中国本土へ進出する際の一段の規制緩和や貿易投資分野の協力推進が図られます。新協定は 2012 年 4 月 1 日から発効となります。詳細は以下の通りです。

### ◎ 2012 年 4 月より実施される主な開放措置

#### <サービス分野>

| 項目            | 今回の規制緩和内容   |
|---------------|---|
| 証券            | ・ 香港から中国本土の証券市場への人民元建て投資を解禁する「人民元適格海外機関投資家制度 (RQFⅡ)」を導入する。  |
| 銀行            | ・ 香港の銀行が中国本土に設立した銀行に対し、投資信託の販売業務を認める。   |
| 保険            | ・ 香港の保険代理店が広東省内に限定して、独資で試験的に保険代理店を設立することを認める。以下の要件充足が必要。<br>1) 香港で保険業を 10 年以上営業していること<br>2) 直近 3 年の平均年間売上が 500 千香港ドル以上かつ、直近年度末の総資産が 500 千香港ドル以上あること<br>3) 直近 3 年間に重大な違反、違法行為を行っていないこと<br>4) 中国本土に事務所を 1 年以上設置していること |
| 医療            | ・ 香港の医療事業者に対して、中国本土での独資での病院設置を、全ての直轄市、省政府所在地で認める。(従来は 5 都市に限定)  |
| 技術検査・分析及び製品検査 | ・ 中国本土の強制認証制度(CCC)の対象範囲を、全ての香港製品に拡大すると共に、香港政府が認証した機関に対して、検査業務の実施を認める。   |

#### <財の貿易分野>

| 項目          | 今回の規制緩和内容   |
|-------------|---|
| ゼロ関税適用範囲の拡大 | ・ 香港企業が中国本土で生産された原材料や部品を使用する場合、ゼロ関税適用となる CEPA 原産地基準の利用を認める。 |

【出所:香港政府 HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室(東京)電話 03-6704-2723  
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 \*禁無断転載